

水戸市地域防災計画（津波災害対策計画編）の見直しの概要について

1 趣旨等

北海道から岩手県付近の太平洋沖の日本海溝と千島海溝沿い領域では、海溝型の地震が多数発生しており、過去の被害等を踏まえると、地震や津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を定め、発生する地震や津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助などの防災対策の推進を図ることとしている。

防災対策を強化する地域について、地震や津波の影響等を踏まえ、国により「防災対策推進地域」及び「津波避難対策特別強化地域」として、北海道から千葉県にかけて広い範囲で指定された。

本市も、津波による浸水被害等が予想される地域であることから防災対策推進地域に指定され、これを受け本計画を見直し、対策の強化を図る。

（これまでの主な経過）

- ・平成16年4月 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の制定
- ・令和3年12月 日本海溝・千島海溝周辺における最大クラスの地震・津波による被害想定公表
- ・令和4年9月 最大クラスの地震・津波による被害想定に基づく防災対策推進地域の指定見直しが行われ、水戸市も指定される。
- ・令和4年12月 気象庁と内閣府による「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用開始

2 改定内容等

第2章津波災害予防計画の「第6節 想定されている津波への備え」に、資料2のとおり「第3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策の推進」を追加する。

(1) 「第3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策の推進」の構成

- 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要
- 2 防災対策を強化する地域の指定
- 3 日本海溝・千島海溝沿いの地震の特徴
- 4 国からの注意情報の発信
- 5 予防計画
- 6 応急対策計画

(2) 主な内容

日本海溝・千島海溝沿いについては、特に、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の周辺領域における地震により、大規模な被害が生じるおそれがあると考えられており、国では、当該領域で大規模地震が発生する可能性が高まっていると判断したときに「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表する。

本市では、注意情報が発表されたときに、直ちに災害対策本部体制を構築し、市民への広報、相談窓口の設置、避難行動要支援者への支援などを優先して対応することを計画に位置付ける。

3 今後のスケジュール

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 令和5年2月3日 | 関係課長会議 |
| 2月22日 | 庁内の調整会議 |
| 3月24日 | 市防災会議① |
| 4月 | 意見公募手続き |
| 5月 | 市防災会議②（意見公募手続きにおいて、修正がない場合は省略） |
| 7月 | 市議会への報告 |